

6. 上半期基金等変動計算書

平成18年度上半期

(単位:百万円)

	基金等														基金等 合計
	基金	基金 償却 積立金	再評価 積立金	損失 てん補 準備金	剰余金									剰余金 合計	
					基金 償却 準備金	価 格 変 動 積立金	退 職 給 与 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	不動産 圧縮 積立金	特 別 準備金	別 途 積立金	中 間 未 処 分 剰余金			
直前事業年度末残高	120,000	230,000	452	5,488	69,000	15,264	1,790	448	19,320	2,000	85	189,830	303,228	653,680	
中間会計期間中の変動額															
基金の募集	60,000													60,000	
社員配当準備金の積立て												△155,339	△155,339	△155,339	
損失てん補準備金の積立て				471								△471	—	—	
基金償却積立金の積立て		60,000												60,000	
基金利息の支払												△1,614	△1,614	△1,614	
中間純剰余												98,261	98,261	98,261	
基金の償却	△60,000													△60,000	
基金償却準備金の積立て					31,000							△31,000	—	—	
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000	
退職給与積立金の積立て							175					△175	—	—	
社会厚生事業増進積立金の積立て								600				△600	—	—	
社会厚生事業増進積立金の取崩								△379				379	—	—	
不動産圧縮積立金の積立て									629			△629	—	—	
土地再評価差額金の取崩												△6,120	△6,120	△6,120	
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)															
中間会計期間中の変動額合計	—	60,000	—	471	△29,000	—	175	220	629	—	—	△97,311	△124,813	△64,813	
中間会計期間末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,966	669	19,950	2,000	85	92,519	178,414	588,867	

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
直前事業年度末残高	1,833,814	—	69,697	1,903,512	2,557,193
中間会計期間中の変動額					
基金の募集					60,000
社員配当準備金の積立て					△155,339
損失てん補準備金の積立て					—
基金償却積立金の積立て					60,000
基金利息の支払					△1,614
中間純剰余					98,261
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立て					—
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立て					—
社会厚生事業増進積立金の積立て					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立て					—
土地再評価差額金の取崩					△6,120
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)	△33,412	1	5,983	△27,426	△27,426
中間会計期間中の変動額合計	△33,412	1	5,983	△27,426	△92,240
中間会計期間末残高	1,800,402	1	75,681	1,876,085	2,464,952

平成19年度上半期

(単位:百万円)

	基金等													基金等 合計
	基金	基金 償却 積立金	再評価 積立金	損失 てん補 準備金	剰余金								剰余金 合計	
					その他剰余金									
					基金 償却 準備金	価 格 変 動 積立金	退 職 給 与 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	不動産 圧縮 積立金	特 別 準備金	別 途 積立金	中 間 未 処 分 剰余金		
直前事業年度末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,944	477	19,950	2,000	85	214,642	300,322	710,775
中間会計期間中の変動額														
社員配当準備金の積立												△177,228	△177,228	△177,228
損失てん補準備金の積立				538								△538	—	—
基金償却積立金の積立		60,000												60,000
基金利息の支払												△1,825	△1,825	△1,825
中間純剰余												90,684	90,684	90,684
基金の償却	△60,000													△60,000
基金償却準備金の積立					35,000							△35,000	—	—
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000
退職給与積立金の積立							261					△261	—	—
退職給与積立金の取崩							△6					6	—	—
社会厚生事業増進積立金の積立								600				△600	—	—
社会厚生事業増進積立金の取崩								△387				387	—	—
不動産圧縮積立金の積立									49			△49	—	—
不動産圧縮積立金の取崩									△861			861	—	—
土地再評価差額金の取崩												2,641	2,641	2,641
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)														
中間会計期間中の変動額合計	△60,000	60,000	—	538	△25,000	—	254	212	△811	—	—	△120,922	△145,728	△145,728
中間会計期間末残高	60,000	350,000	452	6,497	15,000	15,264	2,199	689	19,138	2,000	85	93,719	154,594	565,047

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等計	
直前事業年度末残高	2,115,313	1	90,691	2,206,005	2,916,780
中間会計期間中の変動額					
社員配当準備金の積立					△177,228
損失てん補準備金の積立					—
基金償却積立金の積立					60,000
基金利息の支払					△1,825
中間純剰余					90,684
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立					—
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立					—
退職給与積立金の取崩					—
社会厚生事業増進積立金の積立					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立					—
不動産圧縮積立金の取崩					—
土地再評価差額金の取崩					2,641
基金等以外の項目の中間会計期間 中の変動額(純額)	△224,525	2	△2,646	△227,168	△227,168
中間会計期間中の変動額合計	△224,525	2	△2,646	△227,168	△372,897
中間会計期間末残高	1,890,787	3	88,045	1,978,836	2,543,883

平成18年度

(単位:百万円)

	基金等														基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金									剰余金 合計		
				損失てん 補準備金	その他剰余金						剰余金 合計				
					基金償却 準備金	価格変動 積立金	退職給与 積立金	社会厚生 事業増進 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金		別途 積立金		当期 未処分 剰余金	
前事業年度末残高	120,000	230,000	452	5,488	69,000	15,264	1,790	448	19,320	2,000	85	189,830	303,228	653,680	
当事業年度変動額															
基金の募集	60,000													60,000	
社員配当準備金の積立て												△155,339	△155,339	△155,339	
損失てん補準備金の積立て				471								△471	—	—	
基金償却積立金の積立て		60,000												60,000	
基金利息の支払												△1,614	△1,614	△1,614	
当期純剰余												241,417	241,417	241,417	
基金の償却	△60,000													△60,000	
基金償却準備金の積立て					31,000							△31,000	—	—	
基金償却準備金の取崩					△60,000								△60,000	△60,000	
退職給与積立金の積立て							175					△175	—	—	
退職給与積立金の取崩							△22					22	—	—	
社会厚生事業増進積立金の積立て								600				△600	—	—	
社会厚生事業増進積立金の取崩								△570				570	—	—	
不動産圧縮積立金の積立て									629			△629	—	—	
土地再評価差額金の取崩												△27,369	△27,369	△27,369	
基金等以外の項目の当事業年度 変動額(純額)															
当事業年度変動額合計	—	60,000	—	471	△29,000	—	153	29	629	—	—	24,811	△2,905	57,094	
当事業年度末残高	120,000	290,000	452	5,959	40,000	15,264	1,944	477	19,950	2,000	85	214,642	300,322	710,775	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
前事業年度末残高	1,833,814	—	69,697	1,903,512	2,557,193
当事業年度変動額					
基金の募集					60,000
社員配当準備金の積立て					△155,339
損失てん補準備金の積立て					—
基金償却積立金の積立て					60,000
基金利息の支払					△1,614
当期純剰余					241,417
基金の償却					△60,000
基金償却準備金の積立て					—
基金償却準備金の取崩					△60,000
退職給与積立金の積立て					—
退職給与積立金の取崩					—
社会厚生事業増進積立金の積立て					—
社会厚生事業増進積立金の取崩					—
不動産圧縮積立金の積立て					—
土地再評価差額金の取崩					△27,369
基金等以外の項目の当事業年度 変動額(純額)	281,498	1	20,993	302,492	302,492
当事業年度変動額合計	281,498	1	20,993	302,492	359,587
当事業年度末残高	2,115,313	1	90,691	2,206,005	2,916,780

注記事項
(貸借対照表関係)

平成19年度上半期末

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同条第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については9月中の市場価格等の平均、それ以外については9月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

(3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定

なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出

(4) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・建物

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定額法によっております。

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

・建物以外

① 平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております

② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

(5) 自社利用のソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。

(6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、9 月末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 127 百万円であります。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会)に基づき、当中間期末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当中間期末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保険業法施行規則第 24 条の 4 の規定に基づく引当金であり、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(8) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に準じて算出した額を計上しております。

(9) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(10) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 19 年 6 月 15 日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理を行っております。

(11) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、当中間期に費用処理しております。

平成 19 年度 上 半 期 末

(12) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

(13) 税効果会計に関する事項

中間期に係る法人税及び住民税ならびに法人税等調整額は、当期において予定している剰余金処分方式による社員配当準備金、不動産圧縮積立金の積立てまたは取崩しを前提として、当中間期に係る金額を計算しております。

2. 会計方針の変更

- (1) 法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律」平成 19 年 3 月 30 日法律第 6 号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成 19 年 3 月 30 日政令第 83 号)に伴い平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」及び「定額法」によっております。

この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前中間純剰余が 14 百万円減少しております。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

この結果、経常利益及び税引前中間純剰余が 678 百万円減少しております。

- (2) 当中間期より、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき、平成 8 年 4 月 1 日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率 2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を 3 年間(ただし、当中間期末において年金開始前の契約については、年金開始後の部分を、年金開始の都度)にわたり追加して積み立てることとしております。

この変更は、平成 19 年度に入り、国際会計基準審議会によるディスカッションペーパー「保険契約に対する予備的見解」の公表や金融庁による「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の報告等、国内外において保険負債の時価評価導入への動きが進展しつつある状況を踏まえ、貯蓄要素の高い個人年金保険契約について追加責任準備金を積み立てることにより財務基盤を強化するとともに、逆ざやの早期解消を図り、将来収支の改善を目的とするものであります。

また、積立初年度である当中間期末においては、責任準備金に含まれる危険準備金を 279,893 百万円取崩し、追加責任準備金の一部として充当することにより、当中間期末における積立所要額の 56%まで積み立てております。

この結果、追加積立を行わなかった場合に比べ、責任準備金が 55,132 百万円増加し、経常利益及び税引前中間純剰余が 55,132 百万円減少しております。

- (3) 役員退職慰労金は、従来、費用処理は支払時に行っておりましたが、役員退職慰労金の引当金計上が会計慣行として定着しつつあることを鑑み、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第 42 号)の公表を契機に、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく支給見込額のうち当中間期末に発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常利益及び税引前中間純剰余が 730 百万円減少しております。

3. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、601,687 百万円であります。

4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、44,036 百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

- (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は 1,609 百万円、延滞債権額は 14,917 百万円であります。

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額 74 百万円、延滞債権額 52 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未

平成 19 年度 上半 期末

収利息不計上貸付金」というのうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 ヶ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は 27,508 百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および 3 ヶ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は、435,536 百万円であります。

6. 保険業法第 118 条の規定による特別勘定の資産の額は、817,700 百万円であります。

なお、同勘定の負債の額も同額であります。

7. 上半期報告貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。

8. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	389,535 百万円
前年度剰余金よりの繰入額	177,228 百万円
当中間期社員配当金支払額	111,147 百万円
利息による増加等	648 百万円
当中間期末現在高	456,264 百万円

9. 子会社等の株式等は、182,070 百万円であります。

10. 担保に供されている資産の額は、有価証券 18,929 百万円であります。

11. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は 65 百万円、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という)の金額は 756 百万円であります。

12. 基金 60,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

13. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、14,539 百万円であります。

14. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 100,000 百万円を含んでおります。

15. その他負債には、債券貸借取引に伴う受入担保金 258,540 百万円を含んでおります。

16. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間期末における当社の今後の負担見積額は 58,760 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

注記事項
(損益計算書関係)

平成 19 年度 上半 期末

1. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 32 百万円、株式等 6,569 百万円、外国証券 12,405 百万円であります。有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 9,849 百万円、株式等 310 百万円、外国証券 10,934 百万円であります。有価証券評価損の内訳は、株式等 11,365 百万円、その他有価証券 10 百万円であります。
2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 52 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 62 百万円であります。
3. 利息及び配当金等収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	456 百万円
有価証券利息・配当金	166,511 百万円
貸付金利息	63,953 百万円
不動産賃貸料	20,099 百万円
その他利息配当金	5,021 百万円
計	256,042 百万円

4. 当中間期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1)資産のグルーピング方法

保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で 1 つの資産グループとしております。

また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに 1 つの資産グループとしております。

(2)減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	2 件	264	264	529
遊休不動産等	32 件	1,726	1,538	3,265
合 計	34 件	1,991	1,803	3,794

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを 2.95% で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。